

独立行政法人福祉医療機構役員退職手当支給規程新旧対照表（改正部分のみ）

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「<u>通則法</u>」という。）第62条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「<u>機構</u>」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下「<u>役員</u>」という。）に対する退職手当の支給について定めることを目的とする。</p> <p>（退職手当の支給対象）</p> <p>第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>（解任された場合の退職手当の支給制限）</p> <p>第9条 役員が、<u>通則法第23条第2項第2号又は第3項の規定により解任されたときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構の業務に対する国民の信頼に及ぼす影響等（以下「<u>事情</u>」という。）を勘案し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による処分を行うときは、退職手当法第12条の規定を準用する。この場合において、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「前項の規定による処分」とあるのは「規程第9条第1項の規定による処分」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第10条 <u>退職手当の支払の差止めについては、退職手当法第13条の規定を準用する。この場合において、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「規程第9条第1項に規定する解任」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「<u>機構</u>」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下「<u>役員</u>」という。）に対する退職手当の支給について定めることを目的とする。</p> <p>（退職手当の支給対象）</p> <p>第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。<u>ただし、役員が、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「<u>通則法</u>」という。）第23条第2項第2号又は第3項の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。</u></p> <p>2 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。</p> <p>（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）</p> <p>第9条 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項及び次条第2項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第11条において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。</p> <p>（退職手当の支給の一時差止め）</p> <p>第10条 <u>理事長は、退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し</u></p>

新	旧
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p>	<p><u>止めることができる。</u></p> <p>2 <u>理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</u></p> <p>(2) <u>一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。</u></p>
<p>第11条 <u>退職をした者に対し、まだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、退職後に禁錮以上の刑に処せられた場合等における退職手当の支給制限については、退職手当法第14条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「第12条第1項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第9条第1項に規定する事情」と、「同項各号に規定する退職」を「退職」と、「職員」とあるのは「役員」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「規程第9条第1項に規定する解任」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(退職手当の返納)</p> <p>第12条 <u>退職をした者に対し当該退職に係る退職手当を支給した後における退職手当の返納については、退職手当法第15条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「第12条第1項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第9条第1項に規定する事情」と、「職員」とあるのは「役員」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「規程第9条第1項に規定する解任」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(退職手当の返納)</p> <p>第12条 <u>退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職手当を返納させることができる。</u></p>

新	旧
<p><u>(遺族の退職手当の返納)</u> <u>第13条 死亡による退職をした者の遺族に対する退職手当の返納については、退職手当法第16条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「第12条第1項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第9条第1項に規定する事情」と読み替えるものとする。</u> <u>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</u> <u>第14条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後における退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付については、退職手当法第17条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「職員」とあるのは「役員」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「規程第9条第1項に規定する解任」と、「第12条第1項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第9条第1項に規定する事情」と読み替えるものとする。</u> <u>(退職手当審査会)</u> <u>第15条 理事長は、第9条から前条までの規定による処分を行おうとするときは退職手当審査会に諮らなければならない。なお、その取扱いについては、退職手当法第18条の規定を準用する。</u> <u>2 退職手当審査会の構成等については、別に定める。</u></p> <p><u>附 則 (平成23年4月1日)</u> <u>この規程の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。</u></p>	